

令和5年8月1日

第2回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会

午後2時開会

○人権・男女共同参画課長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより、令和5年度第2回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会を開催させていただきます。

開会に先立ちまして、生活文化政策部長より御挨拶を申し上げます。部長、よろしくお願いいたします。

○生活文化政策部長 皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、また突然の雨の中——災害対策課によりますと、15時まで時間当たり15ミリから30ミリ雨が降るということでございます。また、竜巻注意報も出ているので、突風に注意されたいという情報が出てございます。本会議は16時までですので、お帰りの頃には雨も通り過ぎているのではないかと思います。こうした中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。感謝申し上げます。改めまして、日頃より、男女共同参画並びに多文化共生の施策に関しましては、皆様方の御協力に重ねて御礼を申し上げるところでございます。

本日は、今年度2回目の審議会ということで、多文化共生からは第二次多文化共生プラン（素案）についての協議事項並びに男女共同参画からは第二次男女共同参画プラン後期計画の取組み状況の報告、それから事業に関しまして、御意見・課題等の検討状況についての御報告をさせていただきます。

まず、協議事項の多文化共生プランのほうにつきましては、いよいよ大詰めになってまいりますので、委員の皆様には、このプランの在り方、あるいは考え方について、答申に向けて様々な御意見を頂戴賜ればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。本日もよろしくお願いいたします。

○人権・男女共同参画課長 ありがとうございます。

会議開催に際しまして、3点お知らせがございます。1点目、この審議会は、傍聴を認め、公開で行っております。2点目、審議会での議事について、議事録や当日の資料を区のホームページ等で公開いたします。そのため、速記事業者に入ってくださいまして録音をさせていただいております。3点目、内部の記録用として写真の撮影をさせていただきます。以上の3点につきまして、御了承くださいますようお願いいたします。

また、本審議会は過半数の出席がなければ開くことができないと規定されておりますが、本日は、委員15名中、14名の方に御出席いただいておりますので、会議は成立してお

ります。また、傍聴として、お二人参加していただいておりますので、御承知おきをお願いいたします。

次に、議事に入る前に、お配りしました資料の確認をさせていただきます。

まず、次第がございまして、資料1-1、世田谷区第二次多文化共生プラン（素案）について、1-2、同じくプランの素案の案をつけさせていただきます。資料2-1、令和4年度第二次男女共同参画プラン後期計画取組み状況報告書（概要版）、資料2-2が本編になります。資料3、「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる検討状況、そのほか参考資料といたしまして、「「働きたい」「働く」女性のための講座・相談等ご案内」のリーフレット、「令和5年度世田谷区男女共同参画推進事業者表彰募集しています」というリーフレット、最後に、チラシですけれども、「らぶらすの夏～自習室始めました！～」の資料を添付させていただきます。不足のある方はいらっしゃいますでしょうか。

続きまして、事務局の御紹介をさせていただきたいと思います。第1回審議会より、新たに2名の職員が着任いたしました。時間の都合により、新たな着任者のみ御紹介とさせていただきます。

（事務局紹介）

○人権・男女共同参画課長 以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

次第3、議事に移らせていただきます。ここからは会長に進行をお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、議事に移らせていただきます。進めさせていただきます。

まず、協議事項がございしますが、協議事項は1つのみでございますけれども、「世田谷区第二次多文化共生プラン（素案）（案）」についてです。このことについて、まず事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 では、世田谷区第二次多文化共生プラン（素案）について、事務局から御説明させていただきます。資料1-1を御覧いただければと思います。

まず、1番の趣旨につきましては、世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例に基づく、現行の世田谷区多文化共生プランの計画期間が令和5年度で終了することから、引き続き区の多文化共生の推進を図るため、世田谷区第二次多文化共生プランの策定を進めてきたところです。

ここまで、男女共同参画・多文化共生推進審議会及び多文化共生推進部会において、委

員の皆様からいただいた御意見を踏まえて素案として取りまとめましたので、ここで御報告をし、御意見などいただければと思っております。

2番の計画の期間につきましては、令和6年度から令和9年度までの4年間としております。

3番、改定のポイントです。大きく3つございます。1つ目です。世田谷区多文化共生プランの策定から5年目となりまして、この間、改訂されました国の地域における多文化共生推進プラン等、新たな関連計画との整合を図ります。

2点目です。法の改正による新たな在留資格の設置や新型コロナウイルス感染症拡大等を経て、外国人の多国籍化が進むとともに、今後は外国人数のさらなる増加が見込まれます。多文化共生施策の重要性が高まる中で、昨年度、区内在住外国人への意識・実態調査を実施いたしました。この結果から課題等を抽出するとともに、外国人のニーズや社会情勢の変化に応じた施策を展開してまいります。

3つ目です。令和2年4月に、新たな国際施策の推進体制として、せたがや文化財団に国際事業部を新設いたしました。三軒茶屋に開設したせたがや国際交流センター、通称クロッシングせたがやを多文化共生・国際交流の場づくりや情報発信の拠点として、区と連携しながら多文化共生施策を推進してまいります。

この3つがポイントになります。

4番、世田谷区第二次多文化共生プラン（素案）の内容につきましては、資料1-2で御説明をさせていただきます。資料1-2を御覧いただければと思います。こちらが世田谷区第二次多文化共生プラン（素案）の案になります。今回、来年の4月、令和6年度からの計画の素案ということになりますので、最終的には4月からになります。今後、検討を続けてまいります。現時点では、計画の背景とか体系に加えて、施策の考え方とか項目が入っている状況です。細かい事業などについては、特に新規事業など、まだ記載がされていない状態の案ということになります。第二次プランのつくりとしては、基本的に第一次プランを踏まえ、大きくは変えていない形で進めております。

それでは、まず6ページをお開きいただければと思います。6ページ、「計画策定の趣旨・背景」というところで、現行のプランを策定した経緯と、その後に起こったこと、背景となるポイントについて記載をしております。大きく影響があったものとしては、2段落目の新型コロナウイルスの関係で、この影響で外国人の方の人数が一時的に減少していましたが、昨年度より再び増加傾向にありまして、現在は過去最多の人数となっております。

ます。令和5年7月、先月の世田谷区の将来人口推計においては、区内の外国人数は令和6年以降も増加を続け、令和24年には4万6000人を超えると予想がされております。

それから、国の法令の動きもありまして、今後、区内において外国人数の増加、多国籍化が見込まれ、多文化共生の施策を打っていくことが重要ということを背景としております。

さらに、この計画を策定するに当たり、昨年度、意識・実態調査を実施いたしまして、また、ヒアリング調査も行いました。そういった情報から、現状と課題を整理し、計画の素案をつくってきたというところを記載しております。

一番下の囲みでは、改めて、多文化共生についての定義、また、プランの中で使われている「外国人」という表記をどういう意味で用いているか、こちらで注釈を入れております。

それから、国の動向ということで、7ページから8ページにかけて、国の統計のデータについて載せております。

9ページでは、国の動きを記載しております。今年度4月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の人口推計の内容とか、5月に可決・成立しました日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育の認定等に関する法律、また、6月の出入国管理及び難民認定法の改正法についても、この国の状況のところ掲載しております。

10ページからは東京都の状況ということで、東京都の在留外国人の人口とか、11ページには東京都の取組みを記載しております。

12ページからは世田谷区の状況です。

13ページは23区それぞれの総人口に対する外国人人口の割合で、世田谷区は、人数は多いのですが、総人口に占める割合として23区で一番少ないということになります。

14ページは国籍・地域別の内訳、こちらはやはり中国籍、韓国・朝鮮籍の方が多いのですが、国や都と比べて、世田谷区はアメリカの方々の割合が上位に来ているというのが1つ特徴としてございます。

あと、在留資格別外国人数ということで、最近では留学よりも技術・人文知識・国際業務という在留資格を持った方の割合が増えているという状況です。

15ページに進みますと、年齢階級別の人口で、日本人は40代が最も多いのに対して、外国人の方については20代で、若い層の方が多いということが見てとれます。

16ページでは、これまでの区の取組みということで記載をしております。直近ですと、

ウクライナ避難民の受入れ、それから国連難民高等弁務官事務所との連携ということで、難民を支える自治体ネットワークに署名を行っていることなどを記載しております。

続いて、18ページからが計画の概要になります。「(1)計画の位置づけ」につきまして、条例に基づく計画ということですので、説明としては第一次プランとおおむね同じ内容となります。

その下の図では、役所の中で様々な分野とか世田谷区全体のことを定めた基本計画との連携・調整を取ることが必要になっております。現在、基本計画も令和6年度からの新しい計画に向けて検討を進めておりますので、この計画も整合を取っていくということになります。

19ページが「計画の期間」、こちらは先ほど申しあげました令和6年度から令和9年度までの4年間と計画しております。

また、もう一つの視点として、「(3)SDGsの推進」ということも切り離すことができませんので、SDGsと関連づけながら推進を図るということで、挙げられている17のSDGsのゴールの中から、この計画の取組みに関係しそうなものについて表示しております。

次に、20ページからが「計画の基本理念・基本方針」になります。基本理念については、今の計画と変更はございません。基本方針についても、それぞれの内容については変更しておりません。ただ、順番として、基本方針の1と2を現行のものに入れ替えております。考え方として、「誰もが安心して暮らせるまちの実現」ということで、まず生活の基盤をしっかりと持った上でという考え方から、こちらを基本方針の1に持ってきて、基本方針の2では「地域社会における活躍の推進」というふうに順番を入れ替えております。

また、基本方針の1の説明の中にある「やさしい日本語」についてですが、この「やさしい日本語」の取組みが非常に重要になってきている一方で、まだ言葉として浸透していないという部分がございますので、21ページにコラムとして、「やさしい日本語」とは」ということで載せております。この説明と、「やさしい日本語」で伝えるポイント、変換例などの説明を入れております。

22ページは「計画の体系」ということで、基本理念、基本方針と施策について、関係を図にしております。基本的には、現時点で現行のプランの体系とは変えておりません。

もう一つ、現行プラン策定後に、これも先ほどお伝えしましたが、令和2年4月にせた

がや国際交流センターが開館しておりますので、下の推進体制に加え、次のページでその概要、役割など、説明的にコラムを入れる予定であります。

24ページが「重点施策」ということで、それぞれの基本方針の中で重点的に取り組む項目になります。こちらも現在の基本方針に位置づけられているものと同様に、「生活基盤の充実」、「地域活動への参加促進」、「多様な文化を受け入れる意識の醸成」を第二次プランでも重点として考えております。

それから、25ページは数値目標です。素案の段階では、それぞれどのような取組みを実施していくかについて、まだ固まっておりませんので、次の計画案をお出しするときには、この目標値、数字を固めて入れた上でお示しいたしますが、素案については、現時点で掲載はしていません。

続いて、28ページ以降がそれぞれの基本方針ごとの施策の展開の部分になります。こちらは、それぞれの項目ごとに、先日の審議会でも検討状況の資料の中で御説明させていただきました「現状と課題」、「施策の方向性」、「取組み」という形で記載をしております。なお、「取組み」については、ほぼ現在実施しているものがベースとなります。新たな計画で新たな事業となりますと、区の中で予算がつかないと実施できないというところがございます。その議論がもう少し後になる関係で、実際に来年度以降の予算で実施していく新規の事業が固まれば、この「取組み」の部分に追加され、増えていくという流れになります。ですので、現時点で取組みとしては書かれておりませんが、方向性の部分で、充実させたほうがよいとか、また必要だということから新規の事業につなげていくようにできればということで、素案の段階で「施策の方向性」というところで今考えています。

では、それぞれの施策について、簡単にではありますが、まず28ページから触れていきたいと思っております。28ページについては、「日本語支援の充実」ということで、こちらは日本語の学習機会、日本語の教育に重点を置いた取組みになります。

29ページでは、行政情報の多言語化と「やさしい日本語」の活用を進めていくという部分の取組みとして置いております。

31ページの「生活基盤の充実」については、重点施策になります。こちらは困りごとを抱える方々に対して、相談を中心に支援をしていく部分で、ここではせたがや国際交流センターなどとの連携をしていくということを構成として挙げておまして、区だけでは相談対応が難しい就労支援といったような部分についても、国とか東京都の取組み事例などの情報収集・提供をしていくということを方向性として挙げております。

33ページでは、「災害等に対する備えの充実」で、外国人の方にも防災関係の情報の提供の強化と、防災訓練への参加もしていただきたいということで、防災に関する取組みを強化していきたいというところになります。

34ページにつきましては、「ICTを活用した環境整備」で、ここでは、新型コロナの感染拡大に伴いまして一気に普及してまいりましたオンラインの活用であったり、SNSの活用であったり、こういったものを使った取組みを行っていくというところを記載しております。

35ページからは「基本方針2：地域社会における活躍の推進」で、(1)の「多文化共生の地域交流促進」では、地域での交流をする機会を増やしていくということで、言葉が通じないことが交流を進めていく上で障害になっていることもございますので、多言語化、また「やさしい日本語」化を進めて、言語的な不安を軽減しながら交流を進めていくということを記載しております。

37ページからは「地域活動への参加促進」で、重点項目になりますが、こちらは外国人の方へそういった活動の機会があることの情報を提供していく、そういう機会があることを知らせていくというところになります。

38ページは「区政への参画推進」です。ここでは、外国人の方が参加する機会を増やしていくということを書いております。それから、区が外国人住民へ様々な調査をかける際などに、文化・国際課だけで項目を決めていくのではなく、庁内のそれぞれの部署の中で今後いろいろな取組みを行うに当たって、外国人の方に確認していきたい質問項目があれば、そういったことも取り入れていくことができるような仕組みにしていきたいと考えております。

39ページ、「基本方針3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消」になります。(1)の「多様な文化を受け入れる意識の醸成」は重点項目になります。こちらは新しい部分として、外国にルーツを持つ子どもたちの母語に触れる機会の創出ということで、新しい取組みができればと考えております。

41ページが「学校教育における多文化共生に関わる教育の推進」ということで、ここでは外国語教育の充実など国際理解教育に加えて、「学校において人権の視点に立った多文化共生への取組みを推進します」ということで記載をしております。

42ページは「多文化共生・国際交流等を目的とした活動・団体の支援」というところで、ここでは世田谷区国際平和交流基金を活用した団体への活動支援になります。

43ページは「不当な差別的取扱いへの対応強化」で、引き続き相談窓口の体制づくりを行っていくというところになります。

46ページからがこのプランを推進していく体制ということで、国際化推進組織として(1)では世田谷区の役所の中での委員会などの体制、(2)せたがや文化財団国際事業部（クロッシングせたがや）、(3)として区民・関係団体・関係機関で、区民の方、事業者、大学、市民活動団体、大使館等、多様な団体と連携協力していくというところで推進体制を考えております。

47ページは条例に基づく区長の附属機関で、こちらの審議会と多文化共生推進部会、また、(2)として男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会を記載しております。

48ページで今お話をしました推進体制の関係図、それから進行管理として、毎年この計画に対する実績の調査を行って報告し、必要に応じて見直しを行っていくというところを記載しております。

49ページ以降は関係資料ということになります。

素案について、概要の御説明としては以上になります。

では、資料1-1にお戻りいただきまして、最後に、5番、今後のスケジュールになります。本日この審議会で御意見をいただいた後、9月に区民意見募集を行います。10月には多文化共生推進部会で計画案について御意見をいただき、11月にはこの男女共同参画・多文化共生推進審議会において答申をいただく予定としております。そして、令和6年3月に世田谷区第二次多文化共生プランの策定という流れとなります。

世田谷区第二次多文化共生プラン（素案）の説明については以上となります。

○会長 どうもありがとうございました。本日の議事ですけれども、これが主要な議事になります。したがって、かなり時間を取ってございますので、皆様からの御意見をいただきたいと思っております。ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見はございませんでしょうか。どうぞお手を挙げていただいて御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○副会長 御説明ありがとうございました。3点お伺いしたいと思います。第1に、6ページの趣旨・背景のところ、2023年7月の世田谷区将来人口推計の引用がされていて、これは前回の多文化共生推進部会で出たコメントに対応して加筆していただいたものだと思うのですが、これだと4万6000人ということで出ています。総人口の推計があって、外国人の推計があれば、外国人住民の割合についてもあると思うので、その割合がど

のぐらいなのか、できればそれも記載したほうがよりよいのではないかと考えているので、お尋ねしたいと思います。

2番目に、9ページに国の取組みの説明があって、2つ目の小見出しで、「出入国及び在留外国人の公正な管理」とあります。本文は「外国人の在留の公正な管理」とあるのですが、見出しは「在留外国人の公正な管理」となっていて、ちょっと順番が変わっているんですが、これがどうしてなのかということです。見出しだと外国人の管理となるんですが、それは表現としてふさわしくないのではないかと思いました。本文のほうは外国人の在留の管理なので、いわゆる出入国管理、在留管理の説明になると思うのですが、ちょっと確認したいと思いました。それが2点目です。

3点目は、最後に御説明いただいた推進体制のお話で、これも前回の部会で私は意見を申し上げたんですが、46ページに「区民・関係団体・関係機関」となっていて、部会でも申し上げたように、多文化共生は、行政だけでできることは限界がありますし、東京都でも2017年度から、行政だけでなく市民団体、国際交流協会も含めた関係者を対象にした本格的な研修も始めています。この2行だけだと、連携協力するとは書いているんですが、どのような連携なのか、あるいは協力なのかということの説明がないので、ここはもう少し手厚くしていただきたいと思えます。今回はまだ検討中だと理解していますけれども、どの段階でこちらの修正案というか、検討結果を委員が見ることができるのか、お尋ねしたいと思いました。

以上、3点です。

○会長 どうもありがとうございました。今お答えになりますか。では、お願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。まず、6ページの人口推計につきましては、割合についても追加をしていきたいと思えます。その割合については、すみません、今、手元に資料がないもので、数値がどの程度かというところは分かりません。

○会長 今、分からないけれども、今後、載せていくということでもよろしいでしょうか。

○事務局 その方向で進めていきたいと思えます。

○文化・国際課長 細かい数字や割合については計算をして掲載をしていこうと思えますが、基本計画をつくっておりますので、それに伴って直近で出てきた区の人口の推計としては、外国人を含む総人口の推移は、おおむね2042年がピークだろうと見ております。その後は徐々に減少に転じる。2042年が約93万7000人と推計をしております。外国人の人口

推計については、様々な手法があるんですが、この間の増加してきているというトレンドで推計を出しておりますので、逆に外国人のほうは、そのままずっと右肩で上がっていくという推計を取っております。ストレートに全部の割合を毎年出していくのが適切かどうかというところも含めて、出し方については検討させていただきたいと思っておりますけれども、人口推計を踏まえて、より分かりやすい記載にしたいと思っております。

○会長 今の点はよろしいですか。

○副会長 はい。

○会長 どうもありがとうございました。

○事務局 9ページにつきましては、副会長がおっしゃるとおり、外国人の管理ではないので、本文に合わせて、タイトルを「出入国及び外国人の在留の公正な管理」と変更したいと思っております。

最後に、46ページにつきましては、前回の部会で御意見をいただいたところです。引き続き検討を行ってまいります。もし掲載するとすれば、次の段階、案のところで掲載になるかと思っております。現在、まだ検討中の状況です。

○副会長 今おっしゃった案というのは、スケジュールでいくと、どこのことになりますか。

○事務局 10月の部会の……。

○副会長 10月の部会ということですか。

○事務局 はい。

○副会長 分かりました。

○会長 今、3点、副会長のほうから御質問がありましたが、今のことで関連しても結構ですし、ほかのことでも結構です。どなたからでも御質問、御意見をお願いいたします。いかがでしょうか。東京都の人口は、全体としては減っているみたいですね。世田谷区はもう少し伸びていくらしいですが、東京としても人口減になったということも出ていますので、外国人の比率がだんだん上がってくるということは明確なのではないかと思っております。そういう意味では、多文化共生に関連する条例の重要性というのはますます増してくるかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員 前回の部会でもいろいろ出た点ですが、「外国人等」という言い方の「等」の扱いについて、使い方がまちまちになっていきますので、この辺は統一をしていただきたいと思います。

○会長 どうもありがとうございました。お答えになりますか。

○事務局 ありがとうございます。全体的に統一を図ってまいります。それぞれの取組みについては、関係各課のほうで事業名としてつけているところもございますので、そこも踏まえながら、統一できるところについては統一してまいりたいと思います。

○会長 どうもありがとうございました。この点につきまして、何かほかに御意見とかございますでしょうか。呼称の問題で、様々なタイプの方がいらっしゃいますので、それらの方々を包括的に、あるいは問題によっては区別してお呼びするのはなかなか困難だというのは承知しているんですが、使い方がばらばらだと、どういう意味で使っているか分からなくなるということがありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

いかがでしょう。ほかのことでも結構です。

○委員 御説明ありがとうございました。私からは、28ページ、「日本語支援の充実」というところで質問したいのですが、まず(1)の最初のリードのところ、1行目の最後から「学習機会を拡充させるほか、必要に応じて日本語の支援を行います」。学習機会の拡充は、恐らく下にある日本語教室を増やしていくということだと思っておりますが、もう一つの「必要に応じて日本語支援を行います」は、どういうことを指しているのか、教えていただければと思いました。

また、この「取組み」の一番下にある外国人等児童・生徒の保護者に対するというのは、通訳の派遣ということなので、日本語支援の充実そのものというよりも、多言語での配慮というふうにも読めるんですけれども、ここの場所で妥当かどうか、御意見を伺えればと思います。

○会長 どうもありがとうございました。28ページの「日本語支援の充実」というところに関する2点の御質問です。いかがでしょうか。お答えになりますか。

○事務局 「必要に応じて日本語の支援を行います」というのが、主に外国人の児童・生徒に対して、必要な方に日本語の支援を行うという意味で、そういった取組みを踏まえて記載しているところです。一番下の通訳の派遣については、取組みを今お調べします。ちょっとお待ちください。

○会長 通訳ということでは日本語支援に入れるのはおかしいのではないかと、むしろここではないのではないかと御質問かと思うのですが。

○事務局 すみません、今すぐ資料が出てきませんので、いただいた御意見については、こちらで再度確認をしまして、適切なところに配置をしてまいりたいと思います。

○会長 今のは御質問だったので、こういう観点で、例えばこういうことには気をつけていただきたいといった形で要望を差し上げると、検討するとき大変参考になると思いますので、もう少し付加的な御意見をお願いいたします。

○委員 例えば、上の「学習機会を拡充させるほか、必要に応じて日本語の支援を行います」というところで考えられるのは、区が自ら日本語教室を行うという方法もあるんですけども、それ以外に区内にあるいろいろな日本語教室に関する情報を提供していくとか、広く学べる環境について情報提供なり、つないでいくなりということを含めて、日本語を学ぶような環境づくりとか体制づくりを進めますという視点で捉えることは可能なのではないかと思いました。

それから、下の児童・生徒の保護者に対する通訳の派遣は、もしもここに入れるとすれば、どうなのでしょう。

○会長 恐らく学校なので、ここに入っているのだろうという推測はつくのですが、児童に関わる、あるいは学校生活に関わる問題というのは、日本語支援でいいのかという問題でもありますよね。日本語支援ということに限定していいのかということでもあるのかなとちょっと思ったりして、ここに言うようなお子さんの教育に関連する相談をもっとよくするために通訳を派遣する。大変大事なこともかもしれないので、そうすると、上のほうの「日本語支援の充実」というところに入っていますから、それだけでいいのかという問題でもちょっとお考えいただけたらということかな。

○委員 すみません、ちょっとアイデアは出せないのですが。

○会長 どうもありがとうございました。お答えになりますか。先へ行っていいですか。御質問の御趣旨がお分かりになったら、御検討いただくときに、ぜひ参考にさせていただければと思います。

○事務局 ありがとうございます。

○会長 そうしましたら、ほかにいかがでしょうか。いろいろ出ておりますが、ここに出していないことでもいいんですよね。ここまで検討しているから、これ以上付け加えてはいけないのかもしれませんが、例えば、こういう問題はどこで計画に入っているんですか等の御意見でもよろしいかなと私はちょっと思いまして、何ページのどこという形でなくても、どうぞ御質問いただければと思いました。いかがでしょうか。

○委員 40ページのイベントの最後のところ、前回のオリンピック云々という流れだと思っておりますが、2つ目の「ホストタウン交流イベントの実施」の中で、「世田谷区がアメリ

カ合衆国のホストタウンであることから」というのは、現在もホストタウンになっているのでしょうか。

○会長 いかがでしょうか。ホストタウンというのが制度的に今も続いておるのか、それとも、そうだったということなのか。よろしくお願いします。

○事務局 アメリカ合衆国については、現在もホストタウンということで継続しております。

○会長 東京オリンピックをきっかけとしてホストタウンということになったんですね。それはいつまで続くのですか。パリ五輪までですか。

○文化・国際課長 2020大会をきっかけにアメリカ合衆国の選手がキャンプに来てという関係等を含めて、合衆国と結びましょうということでスタートしております。大会は終わりましたが、それを引き継いでいきましょうということで、区の例えばスポーツであるとか、障害者の部署であるとか、そういったところは、いろんなイベントへの参加など、事業の継続は行っておりますので、区としては、引き継いでホストタウン交流イベントを続けていきたいということで、ここに記載をしております。

○委員 もうオリンピックとは切り離してということですか。

○文化・国際課長 切り離してというか、大会は終わりましたが、その後、そこでできた関係はずっと引き継いでいるということになります。

○会長 よろしいでしょうか。こういうものは時期の問題で、まだ続いているのかみたいな御質問もあろうかと思いますが、そういう事情だそうです。では、今後も続けるということも考えられるわけですね。オリンピックをきっかけにそうなったのだから、何らかの形で交流を続けるという考え方も今後はあり得るけれども、まだ分からない。今は続いている状態ということだそうです。

あと、いかがでしょうか。

○副会長 2点お伺いします。まず、29ページの(2)の「行政情報の多言語化・「やさしい日本語」化の推進」のところ、これは2つに分かれていて、それはいいと思うのですが、①は「情報発信における意識の醸成」と書いてあります。どういう趣旨で「意識の醸成」と置かれたか、お尋ねしたいのが第1点です。

第2点は、資料1-1の改定のポイントで、3つ目の文章は、国際事業部を新設したということで、主語は区だと思っておりますが、次の文章もクロッシングせたがやを拠点としてということで、こちらも区が主語だと思っております。そうすると、後半の「区と連携しながら

多文化共生施策を推進する」。この「推進する」も区が主語だとすると、区が区と連携するみたいにも読めてしまうので、ここの趣旨を確認したいと思いました。

以上です。

○会長 いかがでしょうか。2点ございます。まず、1点が29ページのほうです。「情報発信における意識の醸成」は、何意識の醸成なのかを教えてください。

○事務局 すみません、これは第一次プランからそのまま横引きで記載しているものですが、情報発信において、外国にルーツのある方に分かりやすい多言語化、「やさしい日本語」化というところを……。

○副会長 第一次プランでも使われた表現ということで、申し訳なかったのですが、そうすると、例えば、「情報発信における多文化共生意識の醸成」とか、そんな感じでしょうか。そういう趣旨になりますか。

○事務局 そうですね。おっしゃるとおりです。ありがとうございます。

○会長 今の点は皆様もよろしいですか。多文化共生の意識とか、多文化共生に関連する意識とか、そういう形で、「意識の醸成」というだけでは何の意識かよく分からないということがあります。ほかの御意見もあるかと思いますが、よろしいですか。

よろしければ、資料1-1のほうです。改正のポイントというところで、全体の主語が区ではないか、そうすると、区と連携するとはいかなる事態かという、ポツの3つ目のところの文章に対する御質問ですが、これはいかがでしょうか。

○事務局 主語としては区です。

○会長 きっと、いつの間にか主語が区ではなく、むしろせたがや国際交流センターになっているのではないのでしょうか。

○事務局 日本語としてつながらない部分があるかと思います。例えば、「相互に連携しながら多文化共生を推進する」などの表現のほうが適切でしょうか。

○副会長 国際事業部を新設したというのは区が新設した。三軒茶屋にせたがや国際交流センターを開設したということで、これも区が開設している。主語を区で統一したほうが文章としては分かりやすいのかなと思うので、もうこれは取ってしまっているのではないですか。削除して、「拠点として、多文化共生施策を推進する」だと足りないですか。

よく御検討いただければと思います。

○会長 どうもありがとうございました。読んでいくと難しいところもあるようでございますので、いろいろ御指摘いただければとも思います。あるいは御意見でも結構です。

○委員 今後のスケジュールのところでも1つ確認ですが、9月に区民意見募集となっています。これはパブコメという理解でよろしいでしょうか。

○事務局 おっしゃるとおりです。

○委員 前の部会の中でも、皆さんの共通認識として、この問題に関する外国人の方の認識はとても大事ですが、それと併せて、区民がどう思っているのかも吸い上げてほしいということで、たしか皆さんからの要望が出たと思います。その辺のところは今後の課題としてお考えということよろしいでしょうか。

○事務局 広く区民の方から意見を募集して、それを参考に検討を進めていくというような趣旨でやっております。

○委員 パブコメとは別に何かお考えということですか。例えば、区の広報を通じてアンケートを流すとか、そのようなこともお考えでしょうか、それとも、言いたい人だけ言ってきてよねという感じのパブコメということになりますか。

○事務局 パブリックコメントに加えて、あとは素案を直接お送りして御意見をいただくという方も別途ございまして、そういった手法も加えて意見を吸い上げていくという方向ではおります。

○会長 パブリックコメントということに関連しまして、御意見をいただくわけですが、外国人等の方々の意識調査というのも大事だけれども、それ以外の一般区民の意識も非常に重要だと。そうなんですね。多文化共生について皆さんがどのようにお考えなのかというところをきちんと把握するべきであって、それが今後どうなっていくかということが、世田谷区の今後の多文化共生の事業というか、外国の方々にフレンドリーな環境で住んでいただけるような区をつくっていく上では非常に重要であるということは間違いないことなので、ぜひ何らかの形で意識調査等をお考えいただけるとうれしい。必要ですね。

川崎などのことをよく知っているんですが、あと相模原とか、どこもヘイトスピーチの話がすごくて、それに関連して自治体などは条例をつくっております。ここでは、そういう問題がそれほど表に出ていない。出ていないから、恐らくこういう感じの多文化共生の条例でよろしいかと思うのですけれども、表沙汰になってしまっているようなところがいっぱいございまして、そこでは、どうやってそれを規制するかということが大きな議論になっています。地方議会も含めて、審議会も何年もかけてヘイトスピーチの罰則付きの条例案をつくったり、どこもそういうことで大揺れに揺れています。それは決して外国人等の方々の意識の問題ではなくて、それ以外の方々の意識の問題なんですね。そのところ

をポイントに置きながら今後考えていくべきかなと。

世田谷は23区で外国人の割合が一番少ない。今、男女共同参画のほうで、23区の方々の男女共同参画に関連する問題状況というのをいろいろ調べたのですが、区によって全然違うんです。びっくりしました。23区の中で、若い女性の問題などについては、物すごくセンシティブで、いろんな問題を起こしていて、いろんな施策をやっているところと、何もしていないところとあるんですね。そういう感じで、多文化共生に関連しましても恐らくそうなのだろうと思うのです。そういう意味で、23区でいいということではなく、他のところでどういうことがあるのかということ踏まえながら、世田谷区の特徴を大事にしつつも、他方、そういうものにバランスを取りながら、問題があるのだったら起きないように、あるいはもっといいことがあるのだったらそういうものを取り入れるように、そういうことを考えていくというのが今後の方向性だと思います。すみません、べらべらしゃべっていますが、皆さんの御意見を引き出すためにお話ししているので、いかがでしょうか。30分程度という形でシナリオをつくっておりますので、御意見がないようでしたら次のほうに移ってもよろしいのですが、あと10分ほどは議論できます。

○委員 41ページの「学校教育における多文化共生に関わる教育の推進」というところで、前回も調整いただき、いろいろ議論をしたと思います。「現状と課題」の2行目ですけども、「外国人や障害者に対しての偏見や差別の意識がある」というのは、ヒアリング調査のそのものの言葉として書かれたものなのか、あるいはこちらのほうで文章として書かれたものなのかということを確認させていただければと思います。ちょっと強い口調のところもあり、区の意識というよりも、そういう声が直接聞かれたということを書きたいがために、ここを記されたのかどうかの確認ということです。もしそのものの言葉だったら括弧つきでもいいのかなということを考えて、お尋ねした次第です。

以上です。

○会長 41ページの「現状と課題」の「外国人や障害者に対しての偏見や差別の意識がある、との声が」は、そういう言葉がヒアリングから上がったのか、それとも、そういうことを聞きながら、区のほうでそういう意識があると評価したのか、そのあたりですね。そのこの区別がつけにくいので、もしヒアリングから上がっているのであれば、そうであることが分かるような形で記載していただきたい、そうでないなら、またそれが分かるような形で記載していただきたいということだと思います。いかがでしょうか。

○事務局 御意見ありがとうございます。こちらについては、ヒアリング調査から、こう

いった差別の意識があるという言葉がございました。そのまま挙げているところではあるんですけども、今、教育のほうと話をしてしまして、この書き方がどうなのかというところで議論が1つございますので、こういった形で挙げていくのか、もしくはもう少しデータとして確実なものを挙げていくのかというところは、今後、引き続き検討をしていきたいとは思っております。

○委員 ありがとうございます。ここだけ抜き出して見てしまいますと、やはり議論があるというのは納得がいったところで、少し誤解を生んでしまうことがあるのではなかろうかと。なので、議論を進めていただければ幸いです。ありがとうございます。

○副会長 今に関連してですが、同じ「現状と課題」の説明文の中で、「学校に通う子どもや教員について」とあるんですが、この「について」というのがちょっと分かりにくい表現ですが、これは学校に通う子どもや教員からそういう声が上がったという趣旨なのか、それとも、子どもや教員が偏見や差別を受けたという趣旨なのか、そのあたりの御説明をお願いします。

○事務局 「学校に通う子ども」というところから「差別の意識がある」というところまでがヒアリング調査で上がっていた意見としてございます。そのまま抜き出しております。「学校に通う子どもや教員について、外国人や障害者に対しての偏見や差別の意識がある」というところをそのまま抜き出しております。

○副会長 子どもや教員がそういう意識を持っているという声があった。

○事務局 そういうお声があったと。ただ、先ほど申し上げたように、ここの書き方については今議論を重ねておりますので、検討を進めてまいりたいと思っております。

○会長 どうもありがとうございます。

○委員 私も同じページですが、41ページの「現状と課題」の3行目の「国際理解教育だけでは不十分で、人権の視点に立った多文化共生教育が必要となります」。「国際理解教育」は一般名詞としても使われていると思うのですが、その次の「多文化共生教育」というのは、私にとってはなじみのない言葉でして、こういった言葉でプログラムのようなものをつくっていらっしゃるのか、そうでなければ、上のタイトルのところを持ってきて、「多文化共生に関わる教育が必要となります」という表記でもよいのではないかと思います。

○会長 お願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。ここは事務局としても、「多文化共生教育」という言

葉は、そういった言葉でないですよという話はしておりまして、上の表記に合わせて今後変えていこうかというところで、先ほどの教育の話と併せて変更を加えていきたいというふうには考えております。御意見ありがとうございます。

○委員 39ページですけれども、「外国にルーツを持つ子どもが、母語等に触れられる機会の創出に取り組みます」というところを加えてくださって、ありがとうございます。こちらは「多様な文化を受け入れる意識の醸成」になりますけれども、少し戻りますと、31ページの「現状と課題」のアンケート結果のところ、「子どもが母国語・母国文化を十分に理解していない」というように困りごととして挙がっているんですが、これは日本語ではなく、まさに子どもたちの継承語だったり、ルーツにある母語だったりすると、母語の教育は意識だけではなく、外国人の方々の「生活基盤の充実」のところにも何らかの形で「施策の方向性」に追加していただければ、直接的な形で困りごとに応じるような対策となりますので、御検討いただければと思います。よろしくお願いたします。

○会長 よろしいでしょうか。御質問の趣旨がお分かりになりますか。

○事務局 「生活基盤の充実」にどのように入るかというのは、恐らく下の「取組み」のところにもつながってくるかと思しますので、取組みの検討を進めていく中で、どのように入れるかというところは考えてまいりたいとは思っております。

○会長 「取組み」の中に入っていないということが問題なのでしょうか。「生活基盤の充実」で、「現状と課題」のほうには母語についての困りごとがあると書いてあるのに、「取組み」のほうには入っていない。

○事務局 「施策の方向性」の内容として、基本方針3と同じように、母語についての理解の促進という記載が今のところはないということではよろしいでしょうか。

○委員 はい、そのとおりです。ありがとうございます。

○副会長 先ほどの委員から御提案いただいたところに戻ってしまうんですけども、実は「多文化共生教育」という用語は研究者や一部の自治体の間ではかなり広く使われています。それから東京学芸大学のカリキュラムの中にも「多文化共生教育コース」というのがあります。多分定義はまた研究者によって違ってくるかと思うのですが、実は私自身も、横浜市に関する多文化共生の学校づくりの本の中でも「多文化共生教育」という表現を用いました。ただ、一般的に教育委員会の方の間では「国際理解教育」というのが長く使われてきて、なじんだ言葉なので、「多文化共生教育」に対して抵抗感というか、違和感があるかもしれないんですが、そこはまた事務局が相談する中で調整していただければ

と思います。私個人としては、「多文化共生教育」という用語は、ふさわしいのではないかなと思っています。

以上です。

○会長 「多文化共生教育」という言葉についての現状ですか、それについての先生の御見解をお話しいただきました。いろいろな言葉の使い方がありますが、私の博士論文で多文化共生教育の論文を評価したときには、やっぱり使い方が多様であるということで、多文化共生教育といっても国際理解教育的な使われ方、つまり、交流イベントとか、よその国のお料理を一緒につくりましょうねとか、そういうことは一生懸命やっているけれども、ホスト国の日本人の子どもたちの意識みたいなことについては何一つ論じていない、どこも何もやっていないということを問題視されている学校の先生もいらっしゃいました。本当に必要なのは、ホスト国の日本人の子どもたちが、日本語が当たり前だということではなくて、多様な文化を持っている人たちとどのように接するのか、自分たちは無意識にアンコンシャスバイアスみたいな形で見ているのではないか、みたいなことに対する十分な気づきを与えるような教育が必要なんだとおっしゃる方もいる。それもまた難しいところで、そういう意味では、今後の多文化共生教育の実際の在り方というのが徐々に変わってきたり、問われたりするのだらうと思います。勝手なことを申しまして、すみません。

いかがでしょう。大体時間は過ぎていくかなと思いますけれども、まだ必要だという方がいらしたら、もう少し議論します。

○委員 私がきちんと全体像を理解できていないのも踏まえてですけれども、31ページの「生活基盤の充実」の「現状と課題」のところで、出産や子育てに関することでも、やはり困りごとがすごく多いということですが、取組みについては、医療や教育という観点では取組みがあるんですけども、例えば出産であったり、乳幼児期の就学前の子育てであったり、発達とか、恐らく日本人であってもなかなか大変なところに関しての取組みが特に書かれていないのですが、それについては、医療とか、教育とか、ほかの部分で対応されているという理解で合っているでしょうか。子育てにまつわることとか周産期に関することは、独立した取組みがあってもいいのではないかと思ったというのが私の質問の趣旨です。

○会長 いかがでしょうか。実際、本当に大変なんですよ。外国の方が日本で出産、子育てをするときに、手続とか、あるいは病院とか、どこにどのように相談に行くかというのは

一々大変だということを、私も大学でそういうものをやっていたので、とてもたくさん聞いているんですが、何か取組みはあるんですか。

○事務局 現在は医療に関する取組みという部分しかなくて、関係の各課にはヒアリングしているんですけども、なかなかそういったところが出てこないのが現状でございます。今回のような御意見をいただいて、また各課に働きかけといいますか、何かありませんかというところについては、今後も引き続きヒアリングをしてみたいとは思っております。ありがとうございます。

○会長 大変大事なポイントだと思います。若い方が多いという統計がございましたので、恐らくお子さんをお持ちになるような経験もたくさんおありになると思うので、ぜひその辺をお願いしたいんです。

○文化・国際課長 ありがとうございます。そもそも、外国の方に限らず日本人であっても、今お話があったような困りごと、相談先が分からないとかということでの課題があります。区としては、保健福祉分野のほうでは子育ての支援、出産に関する相談もできるだけやろうということで、窓口や体制をつくってきています。外国人の方であっても、基本的には、住んでいращやるということは同じことであるので、相談窓口外国人の方をどれだけつなげることができるのか、窓口に来たときに言語の壁を取り払って説明をして、そこで解決できなければ解決できる場所はどこかを探して、そちらにつなぐということはできるだけやっているという現状があります。しかし相談窓口としては言葉の壁がやっぱりあって、相談にハードルを感じてしまうというのは担当者にもあるので、タブレットによる多言語の通訳の仕組みであるとか、そういったものの導入を進めていますが、さらに広げていって、外国人の方が相談に見えたときに、日本人と同様のクオリティーで対応できるということを進めていくのは1つ取組みだろうと思います。今回の素案の、「生活基盤の充実」の中で窓口の運営、また、この後、具体的に案のところでは事業を盛り込んでいきますので、取組みで少し分かるような形にできればと思います。

○委員 世田谷は子育て支援がすごく充実していますし、民間であったり、子育て中の女性たち、母親に限らず当事者たちが運営している場もありますし、あと海外経験が豊富な区民も多いと思いますので、うまく地域の共助につなぐとか、早い段階からそういう場所に行っているのだという空気が醸成できればいいと思います。ぜひ、福祉の観点とかでも何か明記いただけるといいと思います。ありがとうございます。

○文化・国際課長 ありがとうございます。

○会長 どうもありがとうございました。

○委員 34ページの「観光情報サイト「エンジョイ！SETAGAYA」による情報発信」という取組みの事例で、2行目に「多言語（英語、中国語、ハングル）で発信します」とありまして、36ページのほうの取組みのイベント例では「韓国語でおしゃべり」となっていて、ハングルと韓国語が混在していて、正確には、ハングルは文字の名前であって、韓国語に統一したほうがいいと思います。通俗的に、ハングル入門とか言って韓国語の意味で使われていることもありますけれども、本来は、言語と言う以上は韓国語だと思いますので、形式的なことですが、ちょっと気になりました。

○会長 今の点はよろしいでしょうか。まず、ハングルと韓国語という2つの呼称があるけれども、統一されていないという御指摘で、韓国語で統一していいんですか。私もよく分からないので、ぜひ皆さんの御意見を伺って、よろしければそれでお願いしたいと思いますが、ちょっとお調べいただいて——NHKの講座で、ハングル講座とか言っていますが、どのように呼ぶかが難しいということはあるらしくて、それでそういうふうになっているらしいと。それを避けるために「ハングル」という言葉を使っているということも聞いたことがございます。私は詳しくは知らないのですが、うろ覚えの知識ですから、そういうものを含めて、適切な言葉の呼び方があったら御指摘いただければと思いますが、いかがでしょうか。もしあれでしたらお調べいただいて、一番適切なものに統一していただくということで、ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。もしよろしければ、次の議題のほうに移らせていただきますが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、次は報告事項に移らせていただきます。報告事項は2つございます。(2)「令和4年度世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画取組み状況報告書」の完成についてということでございます。こちらのほうを事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。まず、当報告書の作成に当たりまして、この間、審議会、部会の皆様には様々な御意見をいただきまして、誠にありがとうございます。本日は、資料2-1としまして概要版を、資料2-2としまして本編を配付させていただいております。お時間に限りもございますので、簡単ではございますが、概要版から御説明させていただきます。

資料2-1の1ページ目を御覧ください。本プランは、「一人ひとりの人権が尊重さ

れ、自らの意思にもとづき、個性と能力を十分発揮できる、男女共同参画社会の実現」という基本理念の下に、基本目標Ⅰ「あらゆる分野における女性活躍推進」から基本目標Ⅳ「多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築」までの4つの目標を掲げております。また、その実現のための方策を推進体制として位置づけてございます。

次のページにお進みください。基本目標のⅠからⅣまで、それぞれ数値目標を掲げてございます。基本目標Ⅰでは、1、審議会等での女性の占める割合は前年度に比べまして0.6ポイント増となっております。今年度からスタートしました第二次男女共同参画プラン後期計画におきましては、数値目標を上方修正いたしまして、令和8年度までに40%以上としております。

続きまして、2の庁内の管理監督的立場の女性の占める割合ですが、こちらは前年度に比べ0.1ポイント減ですが、管理職の数値を見ますと0.9ポイント増となっております。

なお、3、固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合については、プラン策定時の数値と直近の数値を比べましても着実に伸びている状況でございます。

基本目標Ⅱでは、4、区内事業所におけるポジティブ・アクションの認知度、5、仕事と家庭生活をともに優先している人の割合は、5年ごとに人権・男女共同参画課で実施しております男女共同参画に関する意識・実態調査で把握してございます。

6、町会・自治会長における女性の割合ですが、前年度からは少し減少したものの、プラン策定時と比べると伸びてきている状況でございます。

次のページにお進みください。基本目標Ⅲでは、7、DV防止法の認知度が前年度と比べて増加、また、8、DVが加害者責任との認識については、前年度と比べるとほぼ横ばいではありますが、少しだけ増加しております。

基本目標Ⅳでは、特に12、「性的マイノリティ」という言葉の認知度につきまして、区民意識調査の結果では前年度と比べ7.6ポイント増加しており、策定時より17.6ポイント上昇しております。

4ページ目を御覧ください。こちらはプランⅠからⅣの実現のための方策を推進体制として位置づけております。方策1「男女共同参画センター“らぷらす”の機能強化」、方策2「区職員の男女共同参画推進」、方策3「推進体制の整備・強化」の3つの方策を軸に男女共同参画社会の実現を推進してまいります。

また、下段には、6月30日に開催されました男女共同参画・多文化共生推進審議会の男女共同参画部会委員からいただきました御意見を載せてございます。こちらの御意見を踏

まえまして、今後、男女共同参画、DV、性的マイノリティの認識や意識の向上を目指し、具体的な取組みを実施してまいります。

なお、今後の予定ですが、8月3日に区議会に情報提供を行いまして、区ホームページでも公表していきます。

説明は以上になります。

○会長 どうもありがとうございました。ただいま令和4年度世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画取組み状況報告書、主に概要版に即して御説明いただきましたが、これにつきまして、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。数値目標を中心に、部会のほうでまだ出ていなかった数値も入れていただいていると思います。それを含めて、何か御意見等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○委員 基本目標Ⅳの表のところですが、Gの性的マイノリティへの人権施策等が必要だと考えている人の割合で、暫定値、令和5年度が64.3%で、10%ぐらい下がっているのが気になりました。これについて、どういう評価をされているのかというのをお聞きしたいのと、その下の小さい文字の3個目のポツで、一番最後に「LGBT理解増進法施行に伴い、区として取り組むべき内容を確認し、法の趣旨に沿った運用方法について検討する」というところがありまして、前回の部会でも話が上がったと記憶しているんですが、世田谷区は性的マイノリティの関係に関して、とても先進的な取組みをしている自治体です。LGBT理解増進法というのは、ややブレーキのように捉えられる表現もあったりして、先進的な取組みにブレーキがかかるのはすごく懸念されているところですので、そこを改めて申し上げておきたい。なので、引き続き、LGBTの施策については、世田谷区は先進的な取組みを続けていただきたいということと、最後に書かれている文章について、その点を踏まえた検討をしていただきたいというところを申し上げます。

○会長 いかがでしょう。1つが3ページにございますG、暫定値64.3%と令和元年度に比べてかなり減っている。10%くらい低くなっている。これをどう読むかということをお考えなのかどうか。

もう一つが最後の文です。「LGBT理解増進法施行に伴い、区として取り組むべき内容を確認し、法の趣旨に沿った運用方法について検討する」となっているが、あの法は当事者から批判が結構多いんですね。むしろマイナスの影響があるのではないかという不安を表明する方も結構いらっしゃるような状況なので、そのような法の趣旨を踏まえて検討すると、むしろマイナスのほうに行ってしまうのではないかという心配をされる方もいら

っしゃる。そのあたりをどのようにお考えかということですね。いかがでしょう。

○事務局 御意見ありがとうございます。まず、性的マイノリティへの人権施策等が必要だと考えている人の割合の低下ですが、令和元年度のほうは男女共同参画に関する区民意識調査の割合ということで数値を出してございまして、令和5年度のほうは全体としての世田谷区民意識調査の割合でこの数値を出してございまして、多少データの集計方法が違うというところもあるんですが、いかんせん数値の低下は見てとれますので、今後、引き続き回復させるような周知啓発は必要だと考えています。

もう一つ、LGBT理解増進法につきましては、刻一刻と変化する社会情勢もございまして、こちらを踏まえながら、施策自体が後進しないように、皆様に意見を聞きながら施策を進めていきたいと考えております。

○会長 最初のほうのお答えは、区民意識調査の一つとして入れ込んでいるのと、男女共同参画に関する意識調査としてやったものと、調査の設定の段階の違いとか、サンプリングなども違うのか、よく分かりませんが、それに伴う差もあるのではないかと、そのことも一つ考慮に入れるべきだと。あるいは社会情勢としてLGBT理解増進法ができたから、もう大丈夫だと思っているような人もいるかいらないか、よく分からないですね。そのような時代の変化などによる意識の変化もあるのかもしれないということですが、今後は同じような調査法でそろえて、これがどのような方向へ行くのかということを見極めることで——今後なのか、あるいは今なのか、ほかの調査と比較するなりして、意識がどうなるかということをもうちよつと検討する必要がありますね。ありがとうございます。

今のことはいかがでしょう。よろしいですか。ここだけガクッと減っているの、何でだろうと私も思いました。

ほかのことでも結構です。どなたでも、いかがでしょうか。これは報告なので、特になければ次に移りますが、何かあったらお願いします。

○副会長 直接この計画に関する質問ではないんですけども、資料2-1で、左側に男女共同参画プラン、右側に多文化共生プランが2つ並んでいて、多文化共生プランは5年単位でつくっていく仕組みになっているんですが、男女共同参画プランの場合は、最初10年で作って、5年たったらそこで後期計画ということで、ちょっとスタイルが違うんですが、行政としてはどのようにそういう使い分けをしているのか、もし何かあれば教えてください。

以上です。

○会長 もし分かれば、お願いします。

○人権・男女共同参画課長 行政計画の中にも基本計画という最上位計画があって、それに基づいて分野別の計画を策定しています。男女共同参画プランも多文化共生プランも同じく分野別計画に位置づけられるものだと思います。その中で、10年計画にするのか5年計画にするのかというのは、それぞれの施策の捉え方にもよるのかなというところがありまして、男女共同参画プランについては、10年という長いスパンで見ながら、途中で1回見直しをかけていくということで計画の期間を設定させていただいてやってきた。これについては、近年やり始めたというよりは、平成の最初の段階から男女共同参画プランを策定していて、その引っ張りで来ているという部分はあるかと思えます。

ただ、それも固定的ではなくて、男女共同参画プランという形で作り始めたのは、平成18年度が第一次になるんです。第一次のときは、途中の年度で調整計画を策定しました。第二次男女共同参画プランをつくったときには、やはり中間年度ぐらいのタイミングで調整計画をつくろうと考えていたんですけども、ほかの10年計画の子ども計画や産業ビジョンみたいなものと合わせるのであれば、後期計画としてきちんと位置づけたほうがいいのではないかと、今回の後期計画を策定する段階で、庁内でそういった議論が出たものですから、現行のものについては第二次男女共同参画プラン後期計画と位置づけています。

○会長 要するに、そのときそのときで決まっているということでしょうか。何かルールがあって決まっているというよりも、10年計画と決めて、それでやってきたけれども、そのときは後期計画としてやったほうがいいのかという御説明だったような……。

○人権・男女共同参画課長 しかも、行政計画に関しては、基本計画は10年スパンでやっていたものを、来年度以降のものについては8年でやっていくという形で予定はしています。それに合わせて、分野別計画についても、そのタイミングにできるだけ合わせるような形で更新をかけていこうということになっています。時代の状況や行政の取り組み方針みたいなものによって、計画の在り方というのも少しずつ変わってくる要素はあるのではないかなと思っています。ちょっと分かりにくくて申し訳ありません。

○生活文化政策部長 計画は、昔から基本構想が20年、基本計画が10年でずっと来ているものですから、計画は基本10年なのだろうと。それで来ていたところ、時代の移り変わりが非常に早過ぎて、10年で計画を立てたけれども、5年たったら、もうこれは古いのではないかと、途中で調整プランをつくったり、後期でちょっと見直ししなければ

いけないねということが後づけで出てきている。

先ほど8年とありました。私どもの文化芸術も8年でやります。当初は4年でやっていたけれども、当面、中長期的にも見なければいけないので、目標として8年を見据えながら、今の計画の在り方というのは、途中でまた見直しますという言い方をしているんですね。だから、計画期間がずれているのは、多文化共生プランのほうが後から出てきて、最初の人に8年でつくるにはまだ8年先も分からない、そういうこともあったのかも分かりません。

この辺のところは今ずれていますが、人権・男女共同参画課長のほうから話があったように、次のときにはまた8年でやるべきか、全体として区のほかの計画が今何年になっているのかと状況を見ながら、そういう意味で計画の期間は何が正しいのかというのは、私もやっていて、これは8年がいいのか4年がいいのか、やはり中長期的に見るなら4年でも極めて短期的、ただ、期間が長過ぎると、例えば今回コロナなどが入ってきて、計画通りいなくなってしまうので、では調整プランをつくらなければいけないなど、ある意味、その場のしぎでやらなければいけなかったというのも時代の流れの中でございます。

説明になっているか分かりませんが、同じ部の中でありながらずれが生じているのは、部としての立場からいくと、どこかでつじつまを合わせていかなければいけないんですけども、そこはまた理由づけになってくるのかなというところもございます。

○会長 本当のところを教えてくださいまして、ありがとうございました。私も初めてそのように認識いたしました。

それでは、お時間が迫っているようでございますので、議題の3番目のほうに移らせていただきます。(3)は「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる検討状況についてということでございます。まず、このことについて、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 説明させていただきます。資料3としまして、「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる検討状況についてというところで、まず本資料ですけれども、前回の審議会とか部会でいただきました御意見について、今後の取組みに追記させていただきます。

今回ですけれども、特にこの間実施させていただいております内容について、御意見、アドバイスを頂戴できればと思います。参考資料としまして、本日、3点ほどリーフレッ

ト、チラシ等をお配りさせていただいておりますので、そちらも併せて御覧いただければと思います。

まず、1点目ですけれども、資料3の1ページ目の課題3「女性のキャリア形成と多様な働き方の支援」の2、女性の就労支援にかかる情報発信では、参考にお配りしました黄色いリーフレットになるんですが、こちらは女性の就労支援を目的に作成しています。「働きたい」「働く女性」のための講座・相談等ご案内」のリーフレットですが、こちらを7月の中旬に区内外に配付しております。今後も継続的にバージョンアップをしていく上で、より働きたい女性のために、例えば、見やすいレイアウトとか、さらにこんな情報を載せたほうがいいのか、そういった御意見があればぜひお願いします。

2点目ですけれども、資料3の2ページ目を御覧ください。「ワーク・ライフ・バランスの着実な推進」の2、事業者に対する周知啓発の実施内容としまして、水色のリーフレットになりますが、例年、仕事と家庭生活との両立支援とか、女性の活躍支援を積極的に行っている事業所さんを先進事業者として、現在、区では表彰しているんですが、今年度は6事業所から応募がありました。今後、選定会議を実施しまして、表彰式の開催とか、パンフレットを作成して男女共同参画に資する好事例などを広めていきたいと考えています。このことにつきまして、今後は、さらに好事例のある事業所さん同士の横展開の普及啓発も考えておまして、こちらについて、いい手法とか御意見があれば頂戴したいと思います。

次に、3点目でございます。資料3の7ページ目の推進体制「男女共同参画社会の実現に向けた方策」、1-1のらぶらすをより多くの方が安心して、気軽に利用できる施設運営の実施としまして、参考資料として配付させていただきましたが、チラシ「らぶらすの夏」というものですが、こちらは研修室を自習室として学生の皆さんに開放することで、新たな利用者層へのアプローチを行っているところです。7月21日から運用を開始しているんですが、その実績としまして、例えば、休みの日の多い日に30人程度、自習室を利用してくださる方がいらっしゃったり、1日平均にならずと10人程度の利用をいただいているところです。こういった活用とか、また、先日の部会でもお話しさせていただいたところではあるんですが、3階の交流スペースのレイアウト変更も行いまして、現在、多方面から新たな利用者の増加に向けて働きかけを行っているところですが、さらに地域にらぶらすを開くということを目指す上で、もっとこうしたアプローチが効果的である、そういったところがあればぜひ御意見を頂戴できればと思っております。

お時間が少ない中、恐縮ですが、よろしく申し上げます。私から以上です。

○会長 どうもありがとうございました。推進事業に関する御意見、課題について、検討状況はどうかということで資料3がございまして、これらのことに今後取り組んでいくという形で、この前そのことについては御意見をいただいたんですよ。それで、新しく書き加えてこれができるしておりますが、今日、特に3つ、1つが先ほどありましたような「働きたい」「働く」女性のための講座・相談等ご案内」と、事業者表彰に関連するような事業のパンフレット、それかららぶらすの居場所事業というか、多くの方に利用していただくためのもの、それだけではなくて、どこについて御意見をいただいてもいいんですが、こういうパンフレットはこのようにしたほうがいいのか、こういう事業をするのだったらここが面白いとか、このようなことをするとたくさん来るよとか、表彰するときにこういうことをポイントに置いて表彰して、どのような宣伝をするといいよとか、そういった御意見がありましたら、ぜひお願いしたいと思います。どなたからでも結構です。残りの時間をこれに使いたいと思うのですが、いかがでしょう。どんどん出していただけるとうれしいです。

○委員 目を通させていただいたんですけども、黄色いパンフレットも青いパンフレットもそうですが、女性を対象としているというのがメインですけども、女性が働けるために、パートナーである男性のワーク・ライフ・バランスがまず整ってこないと、女性たちが多分働けないというのが大きいと思いますので、女性だけを対象にするのではなく、パートナーである女性たちが働けるために男性が何をすればいいかという視点も追加していただければ、より充実した内容になるのではないかと思います。よろしくお願ひいたします。

○会長 どうもありがとうございました。お答えになる時間もあるかと思いますが、お答えになる前に御意見をいただいてしまいましょうね。後で総括的に皆さんのほうからいただきます。ほかにいかがでしょう。今のことでも結構です。

○副会長 チラシについて2点あります。自習室のほうで、「中学・高校・大学世代」と書いているんですが、これは中学・高校・大学生ということではなくて、もう少し違う意味合いを込めたのかということが1つ目です。

2つ目は、先進事業者の表彰制度はすごくいい制度だと思うのですが、これが始まったのは令和元年度ということになるのでしょうか。それで、2年度、3年度は実施しなかったということになりますか。

以上です。

○会長 これは質問なので、お答えいただいたほうがいいですね。では、お願いします。

○事務局 この「世代」というところですけども、こちらのほうは、学生さん中心ではあるんですが、そこに縛られないようなニュアンスを込めて、「世代」という表現を使わせていただきました。

○副会長 では、大学生でなくても、20歳前後の若い人たちも歓迎しますという意味ですか。

○事務局 はい、おっしゃるとおりです。

○会長 恐らくそうだろう、悩んだのだろうと思いましたがけれども、でも、こういう言葉で呼びかけられて、どうですか。皆さん、これに別に反感はないですか。特に問題なく、すっと入りますか。そういうことも含めて、御意見をいただけるとうれしいですよ。

○事務局 そうですね。ちなみに、不登校の方とかもいらっしゃるので、そういった方も含めて。

○会長 恐らくいろいろ悩んだ末のことだと思います。では、何か御意見があったらお願いします。

もう一つのほうはいかがでしょう。表彰はいつから始まって、いつやったのか。

○事務局 令和2年度、3年度はコロナで中止してございまして、開催自体は十数年前から行っている事業でございます。

○会長 十数年やっている。何か御意見はございますか。ほかにいかがでしょう。

○委員 内容というわけではないんですけども、自習室の駐輪場の部分です。私も以前らぶらすに自転車で行ったときに、自転車置場がなくて、前の銀行に停めて上に上がったから、ここではないとお知らせいただいて、結局、諦めて有料のところを使ったという経験があります。この施設案内をQRからたどっても、らぶらすには駐輪場があるという表記がないので、どこの駐輪場が使えるのかとか、あと3階まで声をかけるのはどのタイミングなのかとか、現実的にすごく大変だと思うので、そこはどうすればいいのかが分かるとういと思いました。

以上です。

○会長 どうもありがとうございました。3階に声をかけるというのも大変ですね。分かります。今のことでも結構ですし、お答えできたらそれでも結構です。駐輪場はあるんですか。

○館長 らぶらすには、らぶらす専用の駐車場はございません。それで、昭和女子大学の御厚意で、大学の中の駐輪場をお借りしている状態です。ですので、らぶらす3階の受付で利用申請をしていただき、駐輪許可証をお渡ししますので、それを持って大学の駐輪場に停める流れになります。らぶらすを利用した方たちが駐輪場を使って、お帰りになりましたという管理はさせていただいています。3階まで上がっていただくのはとても恐縮ですけれども、そのところは、すみません、御理解いただければと思います。

○委員 そうであれば、昭和女子大の駐輪場が使えますとか、手続の間はどこに停めればいいのかとかは、どこかに書いておかないと多分すごく困ると思うので、状況は分かりましたけれども、親切に書いていただければいいと思います。

○館長 それが書けないところがあるので、申し訳ございません。

○委員 では、しょうがないということで、分かりました。

○会長 使えると書いてしまうと昭和女子大から怒られるとか、恐らくあるのだろうと思いますけれども、長期的には自転車置場のようなものを確保できたらいいですね。そうしないと皆さんおっくうになるということはあるかと思います。どうもありがとうございます。

あと、いかがでしょうか。

○委員 自習室の件で、「中学・高校・大学世代」、これは私としては、こう書いてしまって、ここで不登校の人もというのはちょっと無理があるかなというので、今後は言葉というか、そこはちょっと検討していただければと思います。多分苦勞なさったのだと思っています。

今、区長の車座集会があらこちらで始まっています。そのときに、中学生、高校生が参加していたり、20代が参加していたりしまして、その人たちが、自分たちも何かあったら——何かあったらというのは、何かの取組みを一緒にやりたいということをおっしゃっていたんです。ですから、自習室ということで、そういった方々が来てくれて、若い人たちとのつながりで企画であったり、何かできたらいいのではないかなと今思いました。

中学、高校は、世田谷は割合と私学がありますけれども、あちこちの学校に生徒会などを通して、どうだろうかと言って誘いをかけるというのも1ついいのではないかと思います。その先まではまだ分からないんですが、せんだって出席して、そんなふうに思いました。何か一緒にやれること、引き込めることを模索していきたいと思うので、らぶらすのほうでも、それを1つお考えいただければと思います。思っている子どもたちは結構いま

す。

○会長 どうもありがとうございました。最初の御意見は分かりにくかったんですが、「自習室を開放します！」というような書き方では、例えば不登校の方々に呼びかけるといふことにはならないのではないかというような御意見でしょうか。

○委員 「中学・高校・大学」と書いてあるので、中学生、高校生、大学生というところ、今、不登校であったり、うちにとどまっている子たちにはちょっとハードルが高いかなと思いました。

○会長 この呼びかけではハードルが高いと。

○委員 そうなんです。これはとてもいい取組みだと思うので、そのところだけ……。

○会長 たとえ「世代」と書いても、そこは変わらないと。

○委員 そうですね。対象をどうするかということだと思いますので、そのあたりのことだと思います。

○会長 分かりました。どうもありがとうございました。

私は急いで、最初の御意見を飛ばしてしまったんですが、女性が働きたいという、このパンフレットは、女性が働くことに関連することばかり書いてあるんですが、男性向けのものはないという御意見を先ほどいただきました。そのことは、らぶらすとしてはどのようにお考えですか。男性向け講座というのも恐らくあると思うのですが、ここに載せたほうがいいのかということなのか、それとも、男性向け講座はやっていないのか。

○委員 女性と関連したものとして。

○人権・男女共同参画課長 ありがとうございます。おっしゃるとおりで、男性に対する働きかけも非常に重要だということに関しては、男女共同参画プランの中にもしっかり明記させていただいております。今回の「「働きたい」「働く」女性のための講座・相談等ご案内」は、就労する側、働く側の女性に対しての働きかけであり、こちらのほうは事業者、働く環境に対して整えてくださいという取組みの1つです。それぞれ1つです。これで全てではないです。

男性に対しての働きかけという部分に関しては、らぶらすのほうで、例えば、男女共同参画の理解促進のための講座をやらせていただいたりとか、父子でクッキングを一緒にやる、そういう楽しみながら仕事と家庭の両立の支援ができるような取組みなどもやらせていただいております。男性の電話相談もやってはいるんですけども、まだまだ圧倒的に周知が少なく、ニーズはあれど、なかなか電話相談に結びついてこないというような実

態だとは思いますが、相談のほうに入っていただけるような取組みにしていくとか、男性に対する意識啓発の働きかけとして、どのようなことをやるのが効果的なのかという部分に関しては、検討もさせていただいているし、課題意識を持って取り組ませていただいているようなところでございます。

○会長　こういうパンフレットは、もちろん働きたい方が見ると思うのですがけれども、そのときに、働きたくても働けないよね、みたいな人たちも見て、どうしたらいいんだろうと、もやもやっというのを感じると思うので、例えば、この中にそういう講座へのいざないみたいなものがあれば、それはすごくうれしいとか、そういう人もいるよね、私だけではないみたいに思う。これは、ずっと働ける人だけが見るのではなくて、いろんな人が見るのだということをぜひ考えて、その人向けなのだけど、その人向けだけではなくて、それに対して悩みを抱えているような人にも届くようなメッセージがこの中のどこかにちょっとあったらいいなと私も思いました。ちょっとあったほうがいいですよ。ないと、ちょっと反発してしまう。働ける人はいいわね、みたいな感じになってしまったりする。それは恐らく男女共同参画に関する非常に微妙なところだけど、非常に重要なポイントになると思うので、それぞれのパンフレットを何々向けとしてしまうのではなくて、その何々向けの中にちょっとだけ入れておくというやり方もきっといいのではないかなと。これはアイデアです。

もう時間なので終わりにしなければいけないんですが、この3つに関してもっと御意見があったら、ぜひお願いします。これだけはぜひ言っておきたいとかいう御意見はありますでしょうか。これは後でもいいんですよ。メールとか、そういうもので、ここはこのように変えてくださいとか、ここのところはこのようにやってくださいとかということがあったら、御連絡すればよろしいですね。でも、どうしても今言っておきたい方はいらっしゃいますか。

それでは、本日の予定案件は終了したということにさせていただきます。

全体を通じまして、御質問等がありますでしょうか。特にございませんか。

どうもありがとうございました。最後のほうは急いで締めてしまいましたが、この後の進行は事務局に戻させていただきます。

○人権・男女共同参画課長　会長、委員の皆様、本当にありがとうございました。男女共同参画の部分に関して言えば、対象がすごく幅広いし、いろんな困難さを持っているような方々がいらっしゃるの、そういった方に具体的にきちんと届くような広報のやり方を

しっかりやっていないといけないのかなど。目的がぼやけてしまうと、なかなかつながりにくくなってしまうというところもありますので、そこは明確にやっていきたいと思っております。

直近の予定について、改めて御連絡をさせていただきたいと思います。まず、多文化共生推進部会ですけれども、10月23日月曜日の午後、時間は今調整中ではあるんですが、場所については梅丘まちづくりセンターの地下1階、活動フロアでやらせていただきます。続きまして、第2回の男女共同参画推進部会ですが、10月26日木曜日、午後2時から、らぷらすで開催させていただきます。最後、第3回、この次の審議会ですが、11月8日水曜日、午前10時から、こちららぷらすで開催させていただく予定になっております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和5年度第2回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会を閉会させていただきます。皆様、本日はどうもありがとうございました。

午後4時2分閉会